（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十四号

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　行為能力（第四条―第二十一条）」を「第二節　意思能力（第三条の二）」に、「第三節　住所（第二十二条―第二十四条）」を「第三節　行為能力（第四条―第二十一条）」に、「第四節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）」を「第四節　意思表示（第二十二条―第二十四条）」に、「第五節　同時死亡の推定（第三十二条の二）」を「第五節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）」に、「第六節　同時死亡の推定（第三十二条の二）」を「第六節　意思表示の到達（第三十二条の二）」に、「第百七十四条の二」を「第百七十四条の二」に、「第二款　債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条―第四百二十三条の七）」を「第二款　債権者代位権（第四百二十三条―第四百二十六条）」に、「第三款　詐害行為取消権の要件（第四百二十四条―第四百二十五条）」を「第三款　詐害行為取消権の行使の方法等（第四百二十七条―第四百二十八条）」に、「第一目　詐害行為取消権の行使の効果（第四百二十六条）」を「第一目　詐害行為取消権の行使の効果（第四百二十九条）」に、「第二目　詐害行為取消権の期間の制限（第四百二十七条）」を「第二目　詐害行為取消権の期間の制限（第四百三十条）」に、「第三目　連帯債務（第四百三十二条―第四百三十五条の二）」を「第三目　連帯債務（第四百三十一条）」に、「第四款　保証債務（第四百四十六条―第四百六十五条）」を「第四款　保証債務（第四百三十二条―第四百三十五条の二）」に、「第一目　総則（第四百四十六条―第四百四十八条）」を「第一目　総則（第四百三十六条―第四百四十五条）」に、「第二目　個人根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）」を「第二目　個人根保証契約（第四百四十六条―第四百六十五条）」に、「第三目　事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）」を「第三目　事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の五）」に、「第四百七十三条」を「第四百六十九条」に、「第五節　債権の消滅」を「第五節　債務の引受（第四百七十条・第四百七十一条）」に、「第六節　免責的債務引受（第四百七十二条―第四百七十二条の四）」に、「第四百七十四条」を「第四百七十三条」に、「第五百十二条」を「第五百十二条の二」に、「第五款　混同（第五百二十条）」を「第七款　混同（第五百二十条）」に、「第三款　契約の解除（第五百二十条の二―第五百二十条の十二）」を「第三款　契約上の地位の移転（第五百三十九条の二）」に、「第五百四十条―第五百四十八条）」を「第五百四十条―第五百四十八条の二―第五百四十八条の四）」に、「第三款　賃貸借の終了（第六百十七条―第六百二十二条）」を「第三款　賃貸借の終了（第六百十六条の二―第六百二十二条）」に、「第四款　敷金（第六百二十三条）」を「第四款　敷金（第六百二十二条の二）」に、「第七百二十四条」を「第七百二十四条の二」に改める。

第一編第二章第五節を同章第六節とする。

第一編第二章第四節の節名中「失踪」を「失踪」に改め、同節を同章第五節とし、同章第三節を同章第四節とする。

第十三条第一項に次の一号を加える。

十　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

第二十条第一項中「未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）」を削る。

第一編第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　意思能力

第三条の二　法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

第八十六条第三項を削る。

第九十六条中「事項を目的とする」を削る。

第九十三条ただし書中「表意者の真意」を「その意思表示が表意者の真意ではないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

第九十五条を次のように改める。

（錯誤）

第九十五条　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2　前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。